

● フェアカルチャー ● 憲章

ドイツユネスコ委員会が調整する
世界的な参加型共同設計プロセス
を経て、国際パートナーコンソーシ
アムによって採択されました。

- フェアカルチャー
- 憲章

目次

前文	6	今後に向けて	28
定義	12	フェアカルチャー憲章の策定	30
目的	14	どのように、なぜ、フェアカルチャー憲章に署名するのでしょうか？	32
原則	16	編集・翻訳・翻訳協力	34
1. 適正な労働条件と 公平・公正な報酬	17		
2. 多様な文化的表現や 資源へのアクセス	19		
3. 差別の根絶と ジェンダー平等	20		
4. 地域開発	22		
5. 市場アクセス	23		
6. デジタルエクイティ (デジタル格差の根絶)と倫理	25		
7. 環境への配慮	26		
8. 一般市民と消費者の意識	27		

● 前文



フェアカルチャー（公平・公正な文化）憲章は、国家と世界の諸地域内および諸地域間において、より公平・公正な文化の関係を構築するためのムーブメント（運動）の創造と強化を支援するものです。本憲章は、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手のために、持続可能で公平・公正かつ尊重される環境を促進し、ひいては文化の多様性を世界的に保護することを目的とした8つの原則を明確にすることにより、これを実現するものです。私たち、すなわち本憲章の署名団体および個人は、このフェアカルチャー運動を支援し、その一翼を担うために署名しました。私たちは、他の公的・民間・市民社会組織、政府機関、個人にも本憲章に署名するよう呼びかけます。署名することで、私たちは本憲章の原則を実現し、その知識の普及と取組を促進することを目指します。

私たちがこの運動に参加するのは、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手が、国境を越えた交流や取引を通じて、世界中の個人のウェルビーイング、社会の進歩や経済の繁栄に、ユニークで変革的な貢献をしていると確信しているからです。私たちは、この変革の力は、特に人間の創造性を持つ驚くべき力によるものだと思っています。文化的製品とサービスは、経済的と文化的な性質の両方を持ちます：収入や雇用を生み出すだけでなく、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手は、世界中の文化のアイデンティティ、想像力および資産に多大な貢献をしているのです。

私たちの目標は、芸術の自由、公正な労働条件、適切かつ適正な報酬の実現です。したがって、私たちは、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手が、その芸術を自由に表現し、持続可能な生計を立てる能力を阻害するあらゆる障壁に対処することを目指します。

私たちは、雇用形態、あるいは独立した請負業者として働くかどうか、職業的地位が政府によって認められているかどうか、また営利・非営利の文脈で働くかどうかにかかわらず、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の法的地位を強化することを目指します。また、本憲章に沿った活動を行う起業家、零細・中小企業、協同組合やコレクティブも考慮の対象とします。私たちは、社会的弱者や社会から疎外されたアーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手に特に注意を払い、地域や国、グローバルレベルで存在し続ける文化に関する交流や取引における制度的不平等や不均衡に光を当てます。

本憲章が拠り所とするのは、既存の国際法、特に国際連合教育科学文化機関（UNESCO）「芸術家の地位に関する勧告（1980年）」および「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005年）」、「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、世界知的所有権機関（WIPO）や国際労働機関（ILO）の条約や規範を含むその他の関連国際法、さらには国際連合（国連）「持続可能な開発のための2030アジェンダ」です。

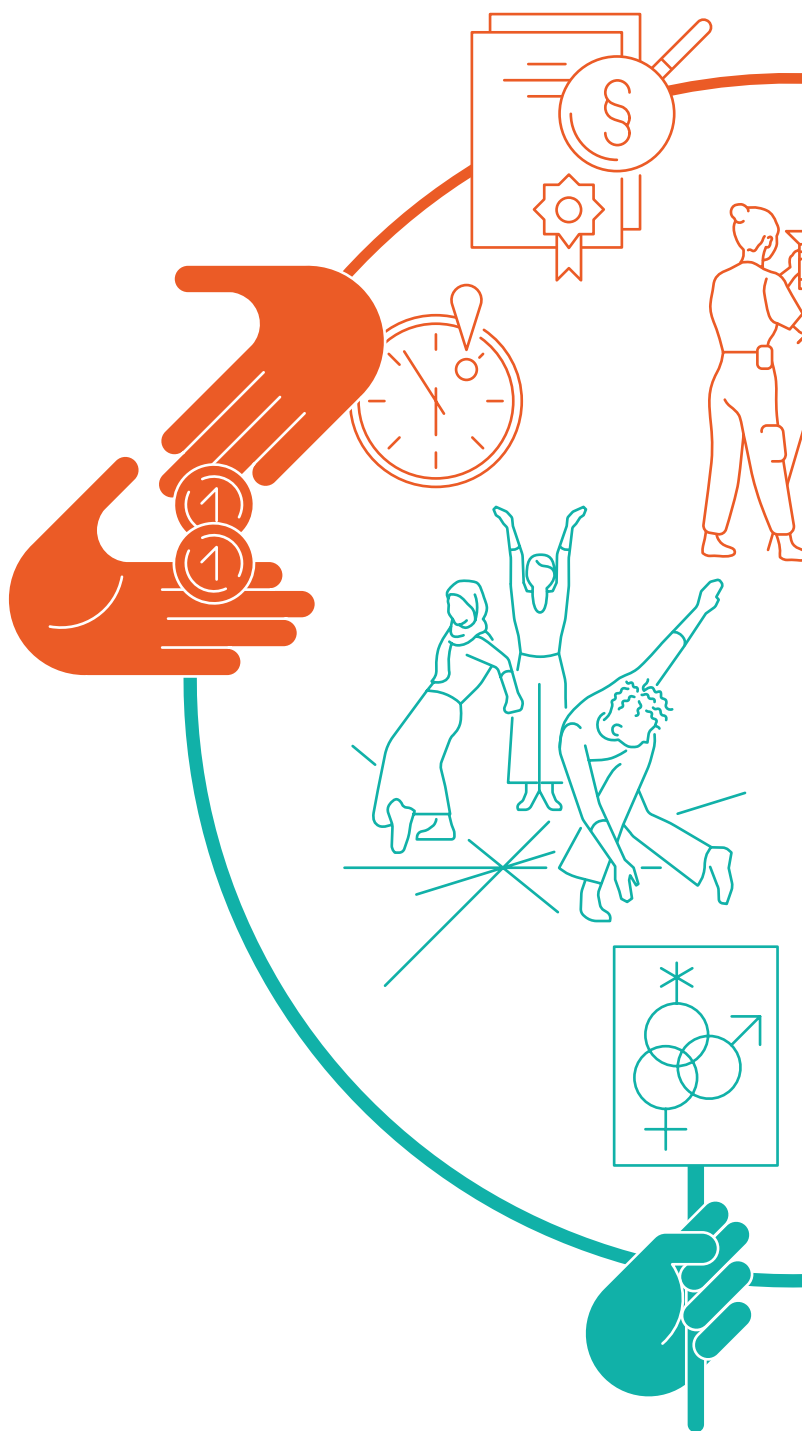
本憲章はまた、法的な仕組みやその他のガバナンスの形態を含む、地域、国、世界の諸地域の仕組みも基盤としています。本憲章は、さらなる非国家アクター（主体）とのパートナーシップの構築を通じて、こうした既存の仕組みを強化するものです。それにより、それらの仕組みがもたらすべき恩恵がその対象とされる受益者に確実に届き、全ての受益者が公平に扱われ、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手と、芸術文化のエコシステムにおける他のステークホルダー（利害関係者）とのより公平なコミットメント、コラボレーション、関係性が確立されるようにします。

本憲章がインスピレーションを受けるのは、より公平・公正な貿易・取引関係を確立し、200万人以上の農業の担い手の自発的な組織化と生活向上を実現させたフェアトレード憲章とフェアトレード運動の成功事例であり、同時に本憲章は、文化的産品とサービスの貿易・取引には、よりそれぞれの特性に応じたオーダーメイド的なアプローチが必要であることを認識しています。

本憲章が対応するものには、デジタル環境の役割がますます大きくなり、さらに最近では人工知能（AI）システムが広く普及し、急速に成長しつつある状況もあり、その中には、これまで以上に拡大するデジタルディバイドや、一部のデジタルプラットフォームの非倫理的で不公平なビジネスモデルも含まれています。

本憲章が強調するのは、創造的な生産性を維持する上での知的財産権の重要性であり、特定の文脈において必要とされる知的財産権の保護の確保に向けた取組です。

すべての署名者は特定の文化政策に足りない点を指摘しつつ、このフェアカルチャー憲章に謳われているように、自由、正義、公正を重んじる倫理的な政策を通じて、公平・公正な文化の実現することを支持します。





● 定義



フェアカルチャーは、すべてのアーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手のために、ディーセント（適正）な労働条件の実現を目指す運動です。

フェアカルチャー は、公共・民間・市民社会組織、消費者や観客・聴衆に対し、ローカル（地域、地方や地元）、ナショナル（国や国家）、リージョナル（世界の地域）、グローバル（世界）レベルで、芸術文化のエコシステムの状況改善を促進するよう呼びかけます。

フェアカルチャー は、文化的・創造的な取組をより持続可能なものにし、デジタル環境を含む文化的・言語的多様性と人権の尊重を促進し、よりバランスのとれた文化に関する交流や取引と協力を実現することを意図しています。

私たちはこれを、フェアカルチャーと呼びます。

● 目的



フェアカルチャー憲章の目的は、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の社会的・経済的・文化のおよびその他の人権の尊重、保護、履行を促進することであり、特に、ローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルレベルで、より公平・公正な労働慣行とよりバランスの取れた交流や取引を確かなものにすることです。

- ① アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の適正な労働条件を促進し、支持します。これには、コレクティブな表象に対する権利、文化的・創造的活動に対する公平・公正な報酬・認知・補償、特にデジタル環境を含む知的財産権の効果的な実施にかかる権利の履行を含みます。
- ② 文化クリエイティブ（創造）バリューチェーンの競争力と長期的な信頼性を高めるための環境を、政策の一貫性をもって確立します。このような環境を実現するには、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の利益になる場合には、貿易と協力の分野における不平等と格差を根絶し、文化的產品とサービスのよりバランスのとれたグローバルな交流や取引と、デジタルツールとスキルへの包括的なアクセスを確保し、モビリティ（移動性）を向上させ、能力強化、このセクター自体のフォーマライゼーション（社会的に認知される状態に変化させること）も必要です。
- ③ フェアカルチャーの原則およびデューディリジェンス（適正評価手続き）の措置の実施において、民間セクター、特に多国籍企業やハイテク企業が、政府、国家機関、市民社会組織との革新的なパートナーシップに様々なセクターや世界の地域を超えて参加するよう推進します。
- ④ アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の権利と労働条件の保護を含め、文化的表現の多様性を保護および促進することの重要性について、消費者や観客の社会的意識を高めます。

●原則



フェアカルチャー（公平・公正な文化）の目的を達成するためには、8つの指導原則で述べられている以下の責任を認識し、果たすことが不可欠です。これは、特定の分野での進歩が他の分野での後退を招いてはならないことを認識し、これらの原則をすべて遵守することを意味します。

①

適正な労働条件と 公平・公正な報酬

フェアカルチャーは、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の人権の尊重、保護、履行を求めます。彼らには尊厳をもって扱われる権利があり、彼らの職業的、社会的、経済的地位は国際法の義務に沿って保護され、改善される権利があります。彼らには、強力な知的財産権保護に支えられた、作品の使用に対する適切かつ相応の報酬を含む、安全で包括的かつ適正な労働条件を得る権利があります。国際労働機関（ILO）によって確立された倫理的で公平・公正な労働基準が実施・遵守される必要があります、これにはセーフティネットの提供や生活リスクに対する保護、女性のアーティストやクリエイター、その他の文化の担い手に対する妊娠、出産、およびその影響に対する特別な配慮が含まれます。団体交渉は、労働基準を適用し、セクターの特殊性に適応させるための特権的メカニズムとして促進されなければなりません。これらの権利には特に、知的財産権が含まれます。

これらは、文化クリエイティブセクターに関わるすべてのステークホルダー、例えば政府、公的・私的組織／企業、市民社会グループ、労働組合、専門職組織、コレクティブな管理組織、あるいは個々の専門職の集成的・個人的な責任です。これらの責任を果たすには、適正な労働条件と公平・公正な報酬の履行にかかる適切な政策と措置を導入し実施することが必要です。また、訓練、社会保障、雇用、収入、税制の条件、移動、芸術的表現の自由、さらに、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手のためになる場合には、このセクターのフォーマライゼーションにも適切な政策と措置が必要です。政府には、適正な労働条件と適切かつ相応の報酬の履行に依拠した公的支援や補助金を検討するよう推奨します。



多様な文化的表現や 資源へのアクセス

誰もが、多様な文化的表現や資源へのアクセスを享受する権利を持っています。デジタル環境においては、アクセシビリティとは単に入手できるかどうかや購入可能かどうかということにとどまりません。また、デジタルディバイドを解消し、コンテンツの創造、制作、普及、流通に関わることができる文化的資源への平等なアクセスを確保することも必要です。

アクセシビリティを確保するためには、文化芸術教育を特に重視し、できるだけ幼少時から文化的認識を高める必要があります。社会経済的地位に関係なく、若者たちが利用できるようにすべての学習レベルに統合されなければならない。また、子どもや若者のために特別に設計された文化的・芸術的空間の利用や創造を奨励すべきです。

これらは、公的機関やデューデリジェンス基準を適用する必要がある多国籍企業を含む、すべてのステークホルダーの責任です。アクセスや参加を妨げる可能性のある不平等や障壁を特定し対処するためには、公的機関や民間組織のコミットメントが必要です。

多様なコンテンツへのアクセスは、特に社会において十分な表象がなされていない少数派の人々やマイノリティ、社会から疎外されたコミュニティに関するコンテンツの場合、敬意を持って行われるべきです。先住民やアフリカ系コミュニティには特に注意が必要です。このような尊重には、バランスの取れた文化に関する交流や取引の必要性を認識しつつ、事前のインフォームドコンセントや公正な報酬なく文化の盗用となりうる方法で他者の文化的表現を使用しないことが含まれます。

雇用（採用、報酬、昇進、雇用停止を含む）やその他の職業活動のいかなる側面においても、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手に対する差別があってはなりません。

国際人権法によると、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手は、人種、肌の色、世系、言語、国籍、民族的または社会的出身、経済的または社会的な出生状況、カースト、宗教、年齢、ジェンダー、ジェンダー自認またはジェンダー表現、性的指向、婚姻の有無、親の責任、月経、障害、健康状態、組合への加入、政治的意見または所属、その他の状態にかかわらず、同じ尊厳と権利を有します。

女性と、社会から疎外されたグループ、マイノリティや社会的に十分に表象されていないコミュニティに属するアーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の特定のニーズとそのエンパワーメントに特に注意を払うべきです。また、先住民やアフリカ系コミュニティには特に注意を払う必要があります。



地域に根差した長期的な文化の発展のニーズに対応することは、一方では公的・私的組織と、他方ではアーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手との間の文化的関与において極めて重要です。そのような発展には、キャパシティビルディング（能力開発）、技能移転、インフラ整備、若手クリエイターへの支援、持続可能な地域市場の繁栄など様々な側面が含まれますが、それらに限定されるものではありません。

多国籍企業や大企業は、そのキャパシティの大きさゆえに、そのような関与に特別な責任を負っています。彼らは、革新的で敬意ある非搾取的な交流や取引と長期的な協力を積極的に追求すべきです。地域コミュニティの利益のために、また協同組合や集合体が彼らの芸術や文化を表現する力を強化することも視野に入れつつ、国や地域の文化クリエイティブエコシステムに利益の一部を再投資すべきです。例えば、他の特定の分野におけるフェアトレードの文脈では、「プレミアム（奨励金）」がその目的のために使用されます。

公共セクターには、地域の文化の発展を優先する公共文化政策を確立すると同時に、大規模事業者が前述の責任を果たすようにする義務があります。そのためには、民主的で包摂的なガバナンスプロセスを導入し、地域の芸術文化の発展のための「プレミアム」の使用に関する決定において、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の自律性と自己決定を尊重することが求められるでしょう。

すべてのアーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の多様な文化的表現は、デジタル環境を含め、地域、国内、グローバルな市場への平等なアクセスを享受すべきです。文化に関する交流や取引の促進は、常に国内および地域のコンテンツを豊かにすべきであり、そのようなコンテンツの発見可能性を犠牲にしてはなりません。市場アクセスを可能にする場合、特に女性や、社会から疎外されたグループ、マイノリティ、社会的地位の低いコミュニティに属するアーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手に注意を払うべきです。先住民やアフリカ系コミュニティは特に注意が必要です。

市場、特に国際的な交流や取引において、過小評価されている文化的表現に対する優遇措置は、新たな仕組みも含め、適切かつ効率的な仕組みによって強化されるべき義務です。アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手のモビリティ（移動）を促進し支援するためにも、そのような仕組みが必要です。これには、特定のニーズに対応したビザ（査証）、労働許可証、公平・公正な租税条約、税関手続きの合理化、現地語および各国語による情報リソース、アーティスト・レジデンス、芸術祭、国際見本市や交流プログラムなどの文化・教育インフラへのアクセスなどの規定が含まれます。

国家は、自国の領土およびデジタル環境における文化的表現の多様性を保護及び促進することを目的とした文化政策の採択・実施力を損なう可能性のある貿易協定を結ぶことを控えるべきです。そのため、これらの利益を保護するための文化的例外または免除を貿易協定に盛り込むことが強く推奨されます。



デジタルエクイティ (デジタル格差の根絶)と倫理

文化クリエイティブ産業におけるデジタル技術の活用は、文化的表現の多様性を豊かにし、人間の創造性を高めるものであって、それに取って代わるものであってはなりません。これは、創作、制作、ポストプロダクションからコンテンツの普及やアクセスに至るまで、すべての段階に適用されます。特に、生成AIであれ、(ポスト)プロダクション、キュレーション、発見可能性、アルゴリズムによる配信におけるAIの応用であれ、AIシステムの開発と応用に適用されます。

これらの技術の利用を管理するアプローチと政策は、関わるすべてのステークホルダーにとって有益かつ公平・公正になる方法で、人間中心であるべきです。UNESCO「人工知能の倫理に関する勧告」が求める通り、これらの技術の利用は人権に沿ったものでなければなりません。また、知的財産権の保護や公平・公正な報酬と同様に、透明性、説明責任、説明可能性に基づくものでなければなりません。

知的財産権を含む権利の擁護と、生体データを含むプライバシー保護は、すべてのステークホルダーにとって優先すべき責務です。急速な技術革新であってもこれらの保護の妥当性と効率性を確保するためには、インフォームドコンセントに基づく新たなアプローチが必要です。デジタルツール、デジタルリテラシー、スキル、能力への公平なアクセス、デジタルギャップを埋めるための資源配分も必須です。特に、ハイテク産業における市場権力の集中から生じる脅威への対処にも注意を払うべきです。

持続可能であるためには、文化クリエイティブセクターの行動や実践も、生物多様性や気候変動への取組を含め、環境への影響を早急に最小化・軽減する必要があります。

これは、政府、公的・私的組織／企業、市民社会グループ、労働組合、専門職団体、集合的管理協会、あるいはアーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手個人など、関わるすべてのステークホルダーの連帯責任です。

特に、デジタル技術の使用や、二酸化炭素排出量の多い文化イベントや活動が環境に与える悪影響に対処する必要があります。革新的かつ体系的な解決策が必要であり、より非中央集権型なアプローチに可能性があるのかもしれませんが。公正な移行の一環として、バランスの取れた解決策を導入すべきです。また、文化クリエイティブセクターの発展力を維持しつつ、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手の生活と権利への悪影響を最小限に抑えるという観点も必要です。環境の尊重はまた、様々なコミュニティ、国、世界の諸地域が、環境悪化や気候変動に対して、共通の、しかし異なるレベルの責任を負っていることの認識も意味します。

文化クリエイティブセクターにおける環境への配慮とは、文化芸術教育、芸術的表現、イベント、取組などを通じ、共感を呼び起こし、それまでの成果を問い直し、新たな意味を模索し、別の未来を想像し、実験し、刺激し、増幅させ、環境保全と社会変革のための行動を促す芸術文化の力を認識することを意味します。

アーティストやクリエイター、その他の文化の担い手の創造的な貢献に対する尊重と理解を深めるには、一般の人々や消費者の意識が極めて重要な役割を果たします。そのような意識は、彼らに労働条件の改善と公正な報酬を提供しデジタル環境も含めた基本的権利を守ることを目指す取組を促すことができます。文化的表現の多様性を保護することの重要性について認識する機会を絶対に逃さないことが不可欠であり、特に、地元で、地元の言語で創作・制作された文化的表現へのアクセスを保証する必要性に重点を置くことが重要です。

文化芸術教育は、特にデジタル環境における若い世代を中心に、フェアカルチャーの認識を促進するための強力なツールです。フェアカルチャー運動のための行動を構築し育むため、的を絞った施策を策定し、推進すべきです。

● 今後に向けて



フェアカルチャー憲章は、政府、その他の公的機関、民間企業、市民社会グループ、アーティスト、クリエイター、その他の文化の担い手、個人の市民を含む、本憲章に関心を寄せてくださるすべてのステークホルダーに署名と参加を呼びかけます。本憲章に署名することにより、その目的と原則を支持し、適宜これを実施または法的に翻訳し、フェアカルチャー運動の出現と強化に貢献することを誓い、目指します。

本憲章は概念的な枠組みを概説するものですが、特定の文化クリエイティブセクターへの適用や、様々な国や世界の諸地域への適用には、さらなる改良が必要です。具体的な計画やガイドラインは、透明性のある参加型プロセスを通じて立案され、それぞれの状況においてすべてのステークホルダーが関与して実施されるでしょう。

本憲章は今も発展しつつある生きた文書であり、今後、相当な必要性が生じる場合には、改定の対象となります。改定プロセスはその都度、署名者に事前通知され、透明性と参加性を確保します。改定は、憲章の署名者間の効率的な合意プロセスを確保しつつ、透明かつ包括的なプロセスを通じて行われます。

フェアカルチャー憲章の 策定

世界各地から集まった9名の専門家からなる編集チームは、2023年を通じて10回以上にわたる作業セッションを通じてフェアカルチャー憲章を練り上げました。

- ジョルディ・バルタ・ポルトレス、文化コンサルタント・リサーチ、トランジット・プロジェクトス、スペイン / Jordi Baltà Portolés, Spain
- ブラヒム・エル・マズネ、ディレクター、ビザフォーミュージック・フェスティバル、モロッコ / Brahim El Mazned, Morocco
- ヴェロニク・ゲヴルモン教授、ユネスコ・チェアホルダー、ラヴァル大学、カナダ / Prof. Véronique Guèvremont, Canada
- エディ・ジョハナ・ゴメス、プロジェクト・ディレクター、ロロナ・レコード、コロンビア / Eddy Johana Gómez, Colombia
- ファライ・ムプフニャ、エグゼクティブディレクター、カルチャー・ファンド、ジンバブエ / Farai Mpfunya, Zimbabwe
- エドゥアルド・サラヴィア、チーフエコノミスト、サウンド・ディプロマシー、コロンビア / Eduardo Saravia, Colombia
- アヌパマ・セカール、サウスサウスアーツフェローシップ2022-2023キュレーター、アーツ・エクエイター理事、アラブ首長国連邦/インド / Anupama Sekhar, UAE/ India
- ルアンダ・スミス、CEO、NGO クリエイティヴィタッド・イ・クルトゥラ・グロカル A.C.、メキシコ / Luanda Smith, Mexico
- カトリーナ・スチュアート・サンティアゴ（作家、PAGASAービーブルフォーアカウンタブルガバナンスアンドサステナブルアクション創設者、フィリピン / Katrina Stuart Santiago, Philippines

編集チームの委員長はヴェロニク・ゲヴルモン教授が務めました。

フェアカルチャー・イニシアティブの初期の重要なパートナーとなった11機関からなる諮問委員会は、2024年2月にコンセンサスを得てフェアカルチャー憲章を共同採択しました。

- フェアトレード・インターナショナル / Fairtrade International
- フェアピクチャー / Fair Picture
- ゲーテ・インスティトゥート（ドイツ） / Goethe Institute (Germany)
- クリエイティブ・アントレプレナーシップ&イノベーション・インスティトゥート（セルビア） / IKPI (Serbia)
- マラカ・インスティトゥート（ブラジル） / Instituto Maracá (Brazil)
- 国際俳優連盟 / International Federation of Actors
- 国際文化多様性連盟連合会 / International Federation of Coalitions for Cultural Diversity
- 国際音楽家連盟 / International Federation of Musicians
- ケニア・ユネスコ国内委員会 / Kenya National Commission for UNESCO
- 韓国・ユネスコ国内委員会 / Korean National Commission for UNESCO
- フランス文化省 / Ministry of Culture of France
- ラヴァル大学（カナダ） 文化的表現の多様性 ユネスコチェア / UNESCO Chair Laval

100名以上の専門家や機関が、フェアカルチャー意見交換会の一員として、またフェアカルチャーのための若手専門家として、プロセスの諸段階で公開協議や書面協議に参加し、意見提供しました。

フェアカルチャー憲章の策定プロセス、編集チームおよび諮問委員会の作業は、ドイツ・ユネスコ国内委員会によって調整されました。

どのように、なぜ、フェア
カルチャー憲章に署名
するのでしょうか？

どのように？

とても簡単です。ウェブサイト ■ www.fair-culture.org 上であなたのご支援を表明してください。

なぜ？

本憲章に署名することで、憲章の内容を支持しさらなる措置を講じるという、私たちの目的をサポートすることを表明することになります。パートナーや同盟の数が増えることにより、その結果、知名度、信頼性、正当性が高まります。

本憲章への署名は、いかなる法的義務も伴うものではありません。しかし、このことはまた、本憲章への署名が「認証」ではないことを意味し、本憲章に関連するあなたのビジネス慣行の質について、いかなる声明も行うことを認めません。本憲章に署名することによって、いかなるロゴやラベルを使用する権利も与えられるものではありません。

この次は？

本憲章を作成したパートナーたちは、この憲章にとどまるつもりはありません。彼らは、説明責任とコンプライアンスのための可能な仕組み、クリエイティブ産業の一部のセクターのための「認証」や「ラベル」につながるような手段を作りたいと考えています。

編集・翻訳・翻訳協力

編集者 / Editor

German Commission for UNESCO
Martin-Luther-Allee 42
53175 Bonn, Germany

日付 / As of

2024年7月現在 / July 2024

連絡先 / Contact

German Commission for UNESCO
T +49 (0) 228 60497 - 110
E info@fair-culture.org
www.unesco.de

著作権 / Copyright

本書のテキストは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス・アトリビューション・シェアライク4.0国際 (CC BY-SA 4.0) の下でライセンスされています。 www.creativecommons.org/licenses/by-sa/4.0/

編集チーム / Editorial team

ルッツ・ミュラー博士 (総責任者) / Dr Lutz Möller (responsible),
フリーデリケ・カム / Friederike Kamm,
ユリアネ・バウムガルテン / Juliane Baumgarten,
ズズザンナ・アゾディ / Zsuzsanna Aszodi

デザインおよびレイアウト / Design and Layout

Panatom

翻訳:

坪井ひろ子 / Hiroko Tsuboi-Friedman
(EU/UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約エキスパートファシリティ)

翻訳協力:

前島美知子 (学術博士) / Michiko Maejima Ph.D.
(フランス国立科学研究所 (CNRS) 混合研究ユニット AUSser (建築 歴史 技術 地域 文化財) 研究員)

art for all (村上華子 / Hanako Murakami ・
木原進 / Susumu Kihara ・ 湊茉莉 / Mari Minato)



支援 / with support of



Federal Foreign Office



unesco

German Commission
for UNESCO